

公益社団法人宮城県獣医師会の会費等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第5条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによってこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金

勤務者 10,000円

開業者 60,000円

但し、既会員が開業する場合は、差額50,000円とする。

② 会費

正会員 年額20,000円

但し、前年度末現在において、満80歳以上の会員並びに名誉会長、最高顧問、顧問、参与及び公益社団法人宮城県獣医師会の会員の休会に関する規程に該当する会員は、会費を免除するものとする。

(2) 賛助会員（個人・団体）

① 入会金 10,000円

② 会費 年額50,000円

2 入会金、正会員の会費及び賛助会員の会費は、公益目的事業のために10%以上使用するものとする。
(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として7月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補 則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。

2 この規則は、令和6年6月4日から施行する。（第2条一部改正）

別 紙 (第3条関係)

会 費 台 帳

令和 年度分					
会員番号	氏 名	金 額		納入月日	摘 要
		個人	〇〇円	年 月 日	年 月 日入会 入会金1万

(注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。